

泉佐野市公共工事等及び売払い等に関する暴力団排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号。以下「条例」という。）第7条から第9条までの規定に基づき、市が締結する公共工事等及び売払い等から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び泉佐野市暴力団排除条例施行規則（平成24年泉佐野市規則第17号。以下「規則」という。）で使用する用語の例によるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 規則第2条第5号アからエまでに掲げる者をいう。
- (2) 入札参加資格 公共工事等に関する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の規定による一般競争入札の参加資格及び同令第167条の11の規定による指名競争入札の参加資格をいう。
- (3) 入札参加資格者 市の入札参加資格を有する者をいう。
- (4) 登録取下げ者 条例第8条第1項第4号に規定する入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者をいう。

(入札参加除外措置等)

第3条 市長は、入札参加資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、第16条に規定する泉佐野市契約等における暴力団等排除対策委員会の議を経て、当該入札参加資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間、排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を講ずるものとする。ただし、市長が緊急その他やむを得ない事由があると認めるときは、泉佐野市契約等における暴力団等排除対策委員会の議を経ずに当該入札参加資格者について入札参加除外措置を講ずることができる。

2 前項の規定は、登録取下げ者及び入札参加除外措置を受けた入札参加資格者を構成員とする共同企業体について準用する。この場合において、別表中「入札参加資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。

3 市長は、前2項の規定により入札参加除外措置を受けた入札参加資格者及び登録取下げ者（以下「入札参加除外者」という。）から次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間が経過した後、入札参加除外措置の解除の申出があった場合において、当該入札参加除外者が別表に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、泉佐野市契約等における暴力団等排除対策委員会の議を経て、当該入札参加除外措置を解除するものとする。

(1) 別表第1号の措置要件に該当する場合 入札参加除外措置を行った日から2年

(2) 別表第2号から第5号までの措置要件に該当する場合 入札参加除外措置を行った日から1年

4 前項の場合において市長は、当該申出に係る入札参加除外者が別表に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証する書面等の提出を求めることができる。

5 市長は、第1項又は第2項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、その事実が別表左欄に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、別表右欄に定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、当該措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

（注意の喚起）

第4条 市長は、前条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、泉佐野市契約等における暴力団等排除対策委員会の議を経て、当該入札参加資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置を講ずることについて注意を喚起するものとする。

（有資格者の審査における排除）

第5条 市長は、入札参加資格の審査に際し、入札参加除外措置を受けている者の資格を認めないものとする。

（一般競争入札からの排除）

第6条 市長は、条例第8条第1項第2号の規定により、一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加を認めないものとする。

2 市長は、入札参加を認めた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、その者の入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 市長は、前項の規定により入札参加資格の取り消し等を行ったときは、入札参加除外者に通知するものとする。

4 前3項の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第7条 市長は、指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名しないものとする。

2 市長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、その指名を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 市長は、前項の規定により指名の取り消し等を行ったときは、入札参加除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第8条 市長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としないものとする。

(1) 入札参加除外者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず、大阪府泉佐野警察署又は大阪府警察本部から暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報にかかる事業者

(下請負等からの排除及び下請契約の解除等)

第9条 市長は、条例第7条の規定により、公共工事等の契約の相手方が前条各号に掲げる者を下請負人等とすることを許さないものとする。

2 市長は、公共工事等において、前条各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、当該公共工事等の契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等と契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除するものとする。

3 第6条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする共同企業体について準用する。

(契約の解除)

第10条 市長は、条例第8条第1項第6号又は第7号の規定による契約の解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当たり、当該契約書に暴力団の排除に関する条項（以下「暴力団排除条項」という。）を盛り込むとともに、当該契約相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たり、暴力団排除条項を盛り込むように指導するものとする。

(誓約書の徴収等)

第 11 条 市長は、次に掲げる者に対し、条例第 8 条第 2 項の規定により、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書(以下「誓約書」という。)を提出するよう求めるものとする。

- (1) 公共工事等及び売払い等の契約の相手方(以下「契約相手方」という。)
- (2) 条例第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する下請負人等
- (3) 本市の入札参加資格の登録を希望する者

2 市長は、誓約書を提出した者が、暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき(第 3 条の規定により入札参加除外措置等を行う場合を除く。)は、泉佐野市契約等における暴力団排除対策委員会の議を経て、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該誓約書違反者の氏名及び住所(法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)、違反の内容その他必要な事項を公表するものとする。

- (1) 暴力団員又は規則第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる者のうち暴力団員のある事業者に該当すると認められる場合 当該認定をした日から 2 年
- (2) 規則第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる者(前号に該当する事業者を除く。)に該当すると認められる場合 当該認定をした日から 1 年

3 市長は、契約相手方が誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないものとする。また、入札参加資格の登録を希望する者が誓約書を提出しないときは、当該登録申請を受理しないものとする。

4 市長は、誓約書を提出しなかった入札参加資格者に対し、泉佐野市入札参加資格停止要綱の規定に基づき、入札参加資格停止の措置を講ずるものとする。

(協力の要請)

第 12 条 市長は、第 3 条の規定により入札参加除外措置を講じたときは、市の公の施設の管理を行っている指定管理者、市が設立した地方独立行政法人及び市の事務又は事業を行っている者に対し、同様の措置を講ずるよう求めるものとする。

(不当介入に対する措置)

第13条 市長は、契約相手方又は下請負人等が、公共工事等及び売払い等に係る契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、条例第9条第2項に基づき、速やかに市へ報告することを求めるとともに警察への届出を指導するものとする。

2 市長は、契約相手方又は下請負人等が不当な介入を受けたため、公共工事等及び売払い等の履行が遅滞するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は工期の延長等の措置を講ずるものとする。

(関係機関との連携)

第14条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察及び関係機関等と密接な連携の下に行うものとする。

(入札参加除外措置の通知等)

第15条 市長は、第3条第1項若しくは第2項の規定による入札参加除外措置、同条第3項の規定による入札参加除外措置の解除、第4条の規定による注意の喚起又は第11条第3項の規定による誓約書違反の公表を行うときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

(委員会の設置)

第16条 市長は、第3条に規定する入札参加除外措置等に関する審議を行うため泉佐野市契約等における暴力団等排除対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

2 対策委員会は、泉佐野市建設工事等業者選定委員会運営要綱第3条に規定する委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員を若干名置くことができる。

4 委員長は、議事その他の会務を総理し、会議の議長となる。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 対策委員会の会議は、委員長が招集する。

7 対策委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

8 対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する。

9 対策委員会の庶務は、総務部総務課が行う。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めのない事項は、対策委員会の議を経て市長が決定する。

附 則（平成 24 年 11 月 14 日泉佐総総第 937 号）
この要綱は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>(1) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき。</p>	<p>左の認定をした日から2年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>(2) 入札参加資格者又はその役員等が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p>	<p>左の認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>(3) 入札参加資格者又はその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	
<p>(4) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	
<p>(5) 入札参加資格者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当するものであると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。</p>	